日調連発第１５１号
令和元年９月５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「土地家屋調査士　調査・測量実施要領（第７版）」の一時運用停止等について

平素から当連合会の会務運営にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年 6 月 12 日に土地家屋調査士法の一部を改正する法律が公布されましたが、この度の改正は、専門家としての使命の明確化、多様な事案に対する法務大臣の一元的な指揮の下でのより適正・迅速な懲戒の実現と懲戒手続の合理化、多様なニーズに対応するための一人法人の可能化を図ることを目的としております。

これにより、当連合会では、同法律の施行日（公布の日から起算して１年６月を超えない範囲において政令で定める日）までに、日本土地家屋調査士会連合会会則、土地家屋調査士会会則モデル及び「土地家屋調査士　調査・測量実施要領」（以下「調測要領」という。）等について、同法律の改正に伴う見直しを行い、必要に応じた所要の改正が必要であると考えております。

そこで、平成 31 年 3 月 28 日付け日調連発第 353 号をもって、全面改訂を行った旨のお知らせをした調測要領（第７版）について、取り急ぎの措置ではありますが、本年３月の改訂後間もないことから、その運用の一時停止（現行の運用は第６版（平成 17 年版）となります。）と本年度に予定されていた各ブロック協議会での説明会を一旦中止することとし、上記の見直しを行った上で、改めて会員へ周知すべきものと判断いたしました。

この度の調測要領の取扱いにつきましては、大変ご迷惑をお掛けすることとなりますが、何とぞ事情をご賢察の上、貴会所属会員への周知等にご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、印刷製本いたしました調測要領の対応等につきましては、別途ご連絡いたしますので、恐れ入りますが、今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

以上